

販売店の皆さまへ

平成25年7月1日から携帯電話中継装置の販売時には、
使用者にも免許が必要である旨の告知が義務化されました。



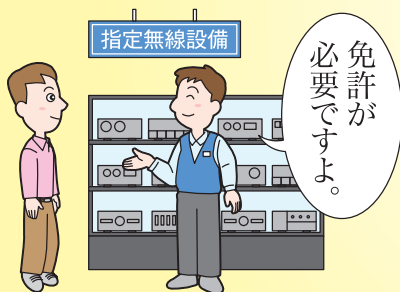
免許告知制度について

「携帯電話中継装置」や「パーソナル無線」「市民ラジオ」「アマチュア無線」などの指定無線設備を販売する時は、電波法により購入者に対する二段階告知義務が生じます。小売業の皆様は、販売する際にこれらの義務を欠かさずに履行していただくことになります。なお、違反し、総務大臣の指示に従わない場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

指定無線設備を販売する時の二段階告知義務

販売する前に…(販売契約締結前)

指定無線設備小売業者は、指定無線設備を使用して無線局を開設するには無線局の免許が必要である旨を口頭で又は見やすく掲示する等*して、相手方に告知する。



販売した後は…(販売契約締結後)

指定無線設備小売業者は、遅滞なく以下の事項を記載した書面により交付する**義務があります。なお、事前に購入者の承諾を得た場合には、Eメール、Web、CD-ROM等の磁気媒体による方法のうち、いずれか一つにより提供することが出来ます。

- 1 指定無線設備を使用して無線局を開設するには、無線局の免許が必要である旨。
- 2 無免許で無線局を開設した場合には電波法に定める刑罰***に処せられること。
- 3 免許申請書の提出先

なお、書面を使用する場合は8ポイント以上の大きさの文字および数字を使用してください。

*ネット販売を含む通信販売のときは、広告に見やすく表示する等の方法で告知していただくことになります。

**通信販売のときは、例えば指定無線設備と一緒に郵送していただくことになります。(磁気媒体も同様)

***1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金。(電波法第110条第1号)

購入者

指定無線設備小売業者は事前に購入者の承諾を得ることにより、従来の書面による交付に代えて電子媒体による3つ(Eメール、Web、CD-ROM又はFD)の方法のうちいずれか一つにより提供することができます。なお、購入者がこれらの方法を撤回する旨の申出をした場合は、書面を交付することとなります。

無線局の免許申請

※携帯電話中継装置は、携帯電話事業者以外は設置できません。

指定無線設備とは

次の周波数の電波を送信に使用する無線設備をいいます。

1 不法携帯電話中継装置が使用する周波数帯

718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を送信に使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するためのもの

2 不法市民ラジオ、又は不法パーソナル無線が使用する周波数帯 26.1MHzを超え28MHz未満、又は889MHzを超え911MHz未満

3 不法アマチュア無線が使用する周波数帯 144MHz以上146MHz以下、又は430MHz以上440MHz以下

ご不明な点は、総務省の各総合通信局までお問い合わせください。

総務省 総合通信基盤局 <http://www.tele.soumu.go.jp/>

北海道総合通信局 (011) 737-0099
東北総合通信局 (022) 221-0641
関東総合通信局 (03) 6238-1939

信越総合通信局 (026) 234-9976
北陸総合通信局 (076) 233-4441
東海総合通信局 (052) 971-9107

近畿総合通信局 (06) 6942-8528
中国総合通信局 (082) 222-3332
四国総合通信局 (089) 936-5051

九州総合通信局 (096) 312-8255
沖縄総合通信事務所 (098) 865-2308